

平成 30 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 413 件、契約金額は 508.0 億円である。また、競争性のある契約は 396 件（表 1 の合計値に対する割合（以下同じ。）は 95.9%）、506.4 億円（99.7%）、競争性のない随意契約は 17 件（4.1%）、1.6 億円（0.3%）となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに増加している（件数は 88.9%の増、金額は 56.3%の増）が、その主な要因としては、情報システムの機能改修を実施したことなどによるものである。

表 1 平成 29 年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(15.3%) 53	(0.7%) 6.2	(13.1%) 54	(4.0%) 20.4	(1.9%) 1	(231.1%) 14.2
企画競争・公募	(82.1%) 284	(99.3%) 904.8	(82.8%) 342	(95.7%) 485.9	(20.4%) 58	(△46.3%) △418.9
競争性のある契約（小計）	(97.4%) 337	(99.9%) 911.0	(95.9%) 396	(99.7%) 506.4	(17.5%) 59	(△44.4%) △404.6
競争性のない随意契約	(2.6%) 9	(0.1%) 1.0	(4.1%) 17	(0.3%) 1.6	(88.9%) 8	(56.3%) 0.6
合計	(100%) 346	(100%) 912.0	(100%) 413	(100%) 508.0	(19.4%) 67	(△44.3%) △404

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

- (2) 機構における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 60 件（表 2 の合計値に対する割合（以下同じ。）は 15.2%）、契約金額は 105.0 億円（20.7%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は件数が増加しているものの、金額は減少している（件数は 25.0%の増、金額は 52.4%の減）が、主な要因としては、研究開発に関連する契約において、調査事業における一者応募による契約件数が増加した一方、研究開発事業における一者応募による契約金額が減少したことによるものである。これらは特定分野において専門的かつ先端的な事業であったり、当該事業に関連する調査事業であったりすることから、その

実施に必要な技術や設備、調査能力等を有する者が限定されていることなどにより、一者応募となることはある程度発生せざるを得ない面もあるが、29年度は限定される者からの提案となるような事業が研究開発事業については少なく、調査事業について多かったことによるものである。

表2 平成29年度の機構の二者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成28年度		平成29年度		比較増△減	
2者以上	件数	289	(85.8%)	336	(84.9%)	47	(16.3%)
	金額	690.5	(75.8%)	401.4	(79.3%)	△289.1	(△41.9%)
1者以下	件数	48	(14.2%)	60	(15.2%)	12	(25.0%)
	金額	220.5	(24.2%)	105.0	(20.7%)	△115.5	(△52.4%)
合計	件数	337	(100.0%)	396	(100.0%)	59	(17.5%)
	金額	911.0	(100.0%)	506.4	(100.0%)	△404.6	(△44.4%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。
(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、契約の相手方、金額等について、少額のものや秘匿すべきものを除き引き続き公表し、透明性の向上を図る。特に二者応札・応募については、これまでに取り組んできた仕様書の具体性の確保、参加要件の緩和、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。

具体的には、物品調達等の契約については、競争性のない随意契約を原則廃止し、競争入札の厳格な適用により透明性、公平性を確保するとともに、国に準じた随意契約によることができる限度額の基準を厳格に運用する。そして、競争参加者増加のための取組として、入札予定の事前公表を引き続き行うこととする。

また、研究開発事業等の委託契約については、選定手続の透明性、公平性を十分に確保しつつ、企画競争の方法により効率的な運用を行う。特に二者応募の大半を占める研究開発事業については、上記1に記載のとおり、二者応募となるケースがある程度は発生せざるを得ない面があるが、そのような場合であっても公募期間の延長等により改善に取り組む。

なお、入札、契約の適正な実施がなされているかどうかについて、引き続き、監事等による監査及び契約監視委員会による点検を受ける。【評価指標：公募（入札）案件に対する二者応募（応札）件数の割合】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

- (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約（契約事務の取扱に関する機構達（平成 15 年機構達第 7 号）第 31 条第 1 項第 1 号に掲げるものを除く。）を締結することとなる案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会（委員長 総務担当理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手段の実施の可否の観点から点検を受ける。【評価指標：上記契約・助成審査委員会による点検対象件数に対する点検実績】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

機構内では、契約・検査担当主幹会議及び検査統括室会議を年間 30 回程度開催し、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不正等情報の共有やその対応などの周知徹底を図る。特に、平成 29 年度に発覚した研究費の不正使用事案について原因調査を進め、再発防止策を検討し、制度の強化・改善を図るとともに周知徹底に努める。

また、外部向けの研修として全国主要地域において、公的資金の適正な執行を周知する事業者向け説明会（検査研修）を年複数回開催する。

【評価指標：契約・検査担当主幹会議及び検査統括室会議の開催回数実績、外部向け説明会（検査研修）の参加人数実績】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部及び検査・業務管理部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会（以下「検討会」という。）により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 経理部及び検査・業務管理部担当理事

副総括責任者 経理部長、検査・業務管理部長

メンバー 契約課長、検査・業務管理部主幹、各部署の契約・検査担当主幹

検討会の事務局を検査・業務管理部及び経理部に置く。

事務局の担当職員は、計画の推進に係る実務を担い、定期的にその調達改善の取組状況を検討会に報告することとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に従い、新規の随意契約、2 か年度

連続の二者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。
なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。